

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領を次のように定める。

令和 7 年 7 月 1 日

山鹿市長 早 田 順 一

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、倒壊等の事故、火災及び犯罪の発生の可能性のある特定空家等の除却を促進し、市民の安全を確保するとともに良好な住環境の整備の促進を図るための特定空家等除却工事を行う者等に対する補助金及び定住人口の増加を目的とし、住宅用地の創出促進と良好な住環境整備の推進を図るための特定空家除却後の土地（以下「事業地」という。）の売買に対する支援金の交付に関し、山鹿市補助金等交付規則(平成 1 7 年山鹿市規則第 5 3 号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語は、山鹿市空家等の適切な管理に関する条例(平成 2 6 年山鹿市条例第 1 号)で使用する用語の例による。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象とする者(以下「補助対象者」という。)は、市内に存する特定空家等及び特定空家等と同等の状態にあると市長が認める空家等の所有者等であって、市税を滞納していないものとする。

(補助対象特定空家等)

第 4 条 補助金の交付の対象とする特定空家等又は特定空家等と同等の状態にあると市長が認める空家等(以下「補助対象特定空家等」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 倒壊、外装材の落下等により、近隣住民及び道路等に影響を及ぼす可能性があるものの
- (2) 特定空家等又は特定空家等と同等の状態にあると市長が認める空家等に係る一切の権利及び権限について、その疑義が解決しているもの

2 補助金の交付は、同一の補助対象特定空家等(当該補助対象特定空家等と同一の敷地内にある建築物又はこれに附属する工作物(所有者等が異なるものを除く。)を含む。)につき 1 回に限るものとする。

(補助対象工事)

第 5 条 補助金の交付の対象とする工事(以下「補助対象工事」という。)は、補助対象者が施工する補助対象特定空家等の除却工事(当該工事に係る廃棄物の処理を含む。以下同じ。)とする。ただし、公共事業による移転、建替えその他の補償の対象となる補助対象

特定空家等の除却工事を除く。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象工事に要する費用の2分の1以内の額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)とし、60万円を限度とする。

2 前項の補助対象工事に要する費用には、家具、機械等の移転又は処分の費用を含まないものとする。

(事前調査)

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、空家等が補助対象特定空家等であるかの調査を受けるため、特定空家等調査申込書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 敷地内の配置図
- (3) 建物の平面図
- (4) 現況写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申込みがあったときは、当該空家等について立入調査を実施するものとする。

3 市長は、前項の立入調査の結果に基づき、当該空家等が補助対象特定空家等に該当するか否かを判定し、その旨を当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第8条 補助対象特定空家等に該当する旨の通知を受けた補助対象者で補助金の交付を受けようとするものは、当該補助対象特定空家等の除却工事の着手前に特定空家等除却促進補助金交付申請書(様式第2号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 土地及び建物の登記事項証明書
- (2) 戸籍謄本又はその写し(相続人等の確認が必要な場合に限る。)
- (3) 2社以上の補助対象工事の見積書の写し
- (4) 市税に滞納がないことを証明する書類
- (5) 誓約書(様式第3号)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定)

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定し、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(補助対象工事の変更等申請)

第10条 補助金の交付の決定を受けた補助対象者(以下「補助決定者」という。)は、補助対象工事の内容又は費用について変更しようとするときは、特定空家等除却促進事業補助金交付申請事項変更届(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

- 2 補助決定者は、補助対象工事を中止するときは、特定空家等除却促進事業補助対象工事中止届(様式第5号)を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助決定者は、補助対象工事の完了後30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに特定空家等除却促進事業補助対象工事完了届(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 契約書又は請書の写し
- (3) 領収書の写し
- (4) 廃棄物を適正に処分したことを証する書類の写し
- (5) 補助対象工事の完了後の写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(支援対象者)

第12条 支援金を受けることができる者は、次の各号に掲げる要件の全てに該当するものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 事業地の所有者(以下「売主」という。)、及び事業地の売買を仲介する宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者(以下「仲介業者」という。)
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 山鹿市暴力団排除条例(平成23年山鹿市条例第19号)第2条に規定する暴力団及び暴力団員に該当しない者
- (4) 除却した空家が特定空家等除却促進事業の、第5条に規定する補助対象工事により除却した補助対象特定空家等に該当すること。
- (5) 売主は空家除却時の土地の所有者とし、除却時にその所有者が死亡していた場合はその者から相続を受けた者であること。
- (6) 買主は事業地を購入する個人又は法人であり、売主と2親等以内でないこと。
- (7) 事業地が用途地域内かつ山鹿小学校校区(鍋田、椿井、西牧、保多田、麻生野、城、小群、平山、津留、寺島及び小坂区域を除く。)に存する土地であること。
- (8) 事業地を適正管理かつ有効活用するものとし、当該土地の状況等について市長が報告を求めた場合は、必要な協力を行うこと。

(支援金の額)

第13条 事業地一画地当たりの支援金の額は、売主は40万円とし、仲介業者は10万円とする。

- 2 支援金の交付は、当該年度の予算の範囲内で行うものとする。

(支援金の交付申請)

第14条 支援金の交付を受けようとするものは、事業地の売買前に住宅用地創出促進支援金交付申請書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 現況写真
- (3) 市税に滞納がないことを証明する書類

- (4) 所有権移転登記前の登記事項証明書等
- (5) 宅地建物取引業者免許証の写し
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(支援金の交付決定等)

第15条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において支援金の交付を決定し、当該申請をした者に対しその旨を通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支援金の交付を決定する場合において、支援金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(支援金の交付変更等申請)

第16条 支援金の交付の決定を受けた支援対象者（以下「支援決定者」という。）は、交付申請内容について変更しようとするときは、住宅用地創出促進支援金交付申請事項変更届（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

- 2 支援決定者は、対象売買を中止するときは、住宅用地創出促進支援対象売買中止届（様式第9号）を速やかに市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第17条 支援決定者は、支援対象売買の完了後30日以内又は支援金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに住宅用地創出促進支援対象売買完了届（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 売買契約書又は請書の写し
- (2) 所有権移転登記後の登記事項証明書等
- (3) 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金及び支援金の請求等)

第18条 補助決定者及び支援決定者は、補助金及び支援金の請求をしようとするときは、山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付決定通知書の写しを添えて、市長に山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付請求書（様式第11号）を提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、速やかに指定する金融機関の口座に振り込む方法により交付するものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、補助金及び支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。
- 2 この要領は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、市長は、同日後のこの要領の継続については、同日までに検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。
- 3 この要領の施行の日前に、山鹿市特定空家等除却促進事業補助金交付要綱を廃止する要綱（令和7年山鹿市告示第117号）による廃止前の山鹿市特定空家等除却促進事業補助

金交付要綱（平成２８年山鹿市告示第４０号）の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この要領の相当規定によりなされたものとみなす。

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

特定空家等調査申込書

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 7 条第 1 項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。
なお、事前調査に当たり市が当該空き家等の敷地に立ち入ることについて承諾します。

記

- 1 対象となる空家等の所在地 山鹿市
- 2 空家等となった時期 年 月頃
- 3 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。

書 類	確認欄
(1) 位置図（住宅地図等を複写し、対象の空き家等の場所に印を付けたもの）	
(2) 敷地内の配置図（方位、敷地形状、建築物、門、塀、樹木、入口の位置及び除却対象範囲を記入する。また、除却しない建築物、門、塀、樹木がある場合はその理由を記入する。）	
(3) 建物の平面図	
(4) 現況写真	
(5) その他市長が必要と認める書類（ ）	

様式第 2 号（第 8 条関係）

特定空家等除却促進補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 8 条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 対象となる空家等の所在地 山鹿市
- 2 補助金交付申請額 円
- 3 予定工期 着工 年 月 日
完了 年 月 日

4 添付書類（書類を確認のうえ確認欄に☑を記入して下さい。）

書類	確認欄
(1) 土地及び建物の登記事項証明書	
(2) 戸籍謄本又はその写し（相続人等の確認が必要な場合）	
(3) 補助対象工事見積書（2 社以上、内訳の記載されたもの）	
(4) 市税に滞納がないことを証明する書類	
(5) 誓約書（様式第 3 号）	
(6) その他市長が必要と認める書類（ ）	

誓約書

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住所

氏名

（署名又は記名押印）

山鹿市特定空家等除却促進補助金交付申請にあたり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 山鹿市特定空家等除却促進の目的を理解し、「山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領」の内容を確認した上で 補助金の交付申請を行うこと。
- 2 特定空家等の所有者（所有者が死亡の場合は、相続人）であること。
- 3 申請者の他に補助対象建築物の権利者（共有者、法定相続人、抵当権者等）がいる場合には、他の権利者から同意を得て、補助金の交付を受けること。他の権利者との間で紛争等が生じたときは、申請者が責任を持って解決するとともに、仮に市が他の権利者に対し損害賠償義務を負った場合にはその損害額を申請者が負担するなど、市に対して一切の損害を与えないこと。
- 4 建築物の除却等により発生したトラブル等については、申請者の責任において全て解決すること。
- 5 除却後の跡地については、適正に管理を行い、雑草等の繁茂などにより周辺住民の居住環境を悪化させないこと。

対象となる特定空家等の所在地

山鹿市

様式第 4 号（第 1 0 条関係）

特定空家等除却促進補助金交付申請事項変更届

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 1 0 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

建物の所在地	山鹿市
交付決定日等	第 号 年 月 日
変更理由	
変更内容	

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

特定空家等除却促進補助対象工事中止届

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 1 0 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

建物の所在地	山鹿市
交付決定日等	第 号 年 月 日
中止の理由	

様式第 6 号（第 1 1 条関係）

特定空家等除却促進補助対象工事完了届

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

年 月 日付け第 号の交付決定に基づき、除却を実施したので、
山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 1 1 条の規定に基づき、関係書類を添えて下
記のとおり届け出ます。

記

建物の所在地	山鹿市
工事完了日	年 月 日
添付書類等	☐位置図 ☐補助対象工事に係る契約書又は請書の写し ☐補助対象工事に係る領収書の写し ☐補助対象工事に係る廃棄物を適正に処分したことを証する書類 の写し ☐補助対象工事の完了後を確認できる写真 ☐その他市長が必要と認める書類（ ）

（宛先）山鹿市長

申請者 1 住所
氏名
電話番号

申請者 2 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援金交付申請書

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 1 4 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 支援金交付申請額 円

3 売主情報

住所	〒 ー		
氏名		電話番号	

4 買主情報

住所	〒 ー		
氏名		電話番号	

5 売買後の事業地の用途（ ）

6 添付書類（該当に☑）

- ☐ 位置図
- ☐ 現況写真
- ☐ 市税に滞納がないことを証明する書類
- ☐ 所有権移転登記前の登記事項証明等
- ☐ 宅地建物取引業者免許証の写し
- ☐ その他市長が必要と認める書類（ ）

（宛先）山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援金交付申請事項変更届

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 1 6 条の規定に基づき、下記のとおり届け
出ます。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 交付決定日等
第 号 年 月 日

3 売主情報（変更箇所のみ）

住所	〒 ー		
氏名		電話番号	

4 買主情報（変更箇所のみ）

住所	〒 ー		
氏名		電話番号	

様式第9号（第16条関係）

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援対象売買中止届

山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第16条の規定に基づき、下記のとおり届け
出ます。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 交付決定日等
第 号 年 月 日

3 中止の理由

様式第 10 号（第 17 条関係）

年 月 日

（宛先）山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

住宅用地創出促進支援補助対象売買完了届

年 月 日付け第 号の交付決定に基づき、土地の売買を実施したので、山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 17 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 売買土地の所在地
熊本県山鹿市

2 売買日（契約日）
年 月 日

3 添付書類（該当に ☒ ）

- ☐ 売買契約書又は請書の写し
- ☐ 所有権移転登記後の登記事項証明書等
- ☐ 仲介手数料を支払ったことが確認できる書類の写し
- ☐ 市長が必要と認める書類（ ）

（宛先）山鹿市長

申請者 住所
氏名
電話番号

山鹿市特定空家等除却促進補助金等請求書

年 月 日付け第 号の交付確定に基づき、事業を実施したので、山鹿市特定空家等除却促進補助金等交付要領第 1 8 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先口座

振込先 金融機関	銀行 信用金庫 信用組合 農協 労働金庫	本店 支店 支所 出張所	種 目	口 座 番 号									
			1 普通預金										
			2 当座預金										
	金融機関コード	店舗コード	3 その他										
	ゆうちょ銀行						—						
フリガナ													
口座名義人													